

(2) こども計画の変更について

「乳児等通園支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保」

1. 本件の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用需要と提供体制に関する計画について意見を聴くもの。

乳児等のための支援給付制度の創設（こども誰でも通園制度の本格実施）に伴い、新たに必須記載事項となる事項の代用計画となるもの。

2. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満三歳未満のもの（保育所等に入所しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

令和7年度は試行的事業として実施、令和8年度から全ての自治体で実施される。

3. 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制（別紙参照）

●就学前児童数

令和7年4月1日現在の人口及び人口推計

●対象児童数

対象児童数（対象年齢の未就園児数）＝就学前児童数－保育所等利用児童数

※0歳児については1/2とする

●利用率

登録率

●利用者数（ニーズ）

対象児童数×利用率

●必要受入時間数

利用者数×10時間

●必要定員数（整備量）：見込み・計画数

必要受入時間数÷176時間（8時間×22日）